

○関東地方整備局告示第二百九十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十年八月十二日

関東地方整備局長 菊川 滋

第1 起業者の名称 東京急行電鉄株式会社

第2 事業の種類 東横線渋谷・代官山間地下化工事（東京都渋谷区渋谷三丁目地内）

第3 起業地

- 1 収用の部分 なし
- 2 使用の部分 東京都渋谷区渋谷三丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、東京都渋谷区渋谷二丁目地内から同区代官山町地内までの延長1,374mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「東横線渋谷・代官山間地下化工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項の鉄道施設に関する事業であり、法第3条第7号に掲げる鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である東京急行電鉄株式会社は、鉄道事業法第3条第1項の鉄道事業の許可を受けた鉄道事業者であり、同法第12条第1項の規定に基づく鉄道施設の変更の認可

を受けていること、また、特定都市鉄道整備促進特別措置法（昭和61年法律第42号）第3条第1項の規定に基づく特定都市鉄道整備事業計画の認定を受けていることなどから、本事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

東横線は、渋谷駅（東京都渋谷区）を起点とし、中目黒駅（東京都目黒区）、武蔵小杉駅（神奈川県川崎市）、菊名駅（神奈川県横浜市）等を経由して、横浜駅に至る延長24.2kmの路線であり、中目黒駅で東京地下鉄日比谷線と、横浜駅で横浜高速鉄道みなとみらい線と相互直通運転を行うなど、東京都心と横浜方面を結ぶ路線として1日あたり約110万人の旅客を輸送する重要な役割を果たしている。

現在、東横線を利用して渋谷駅に到着する旅客の約4割が新宿・池袋方面に向かっており、東横線の起点が渋谷駅であることから、東日本旅客鉄道山手線等に乗り継ぎが必要となり、駅構内における移動の煩わしさや目的地までの所要時間がかかる状況となっている。

本事業の完成により、東横線の渋谷駅が地上から地下へ移り、東横線と東京地下鉄副都心線、さらには西武鉄道池袋線ないし東武鉄道東上線との相互直通運転が可能となり、横浜方面から新宿・池袋方面、ひいては埼玉県西南部が一つの路線で結ばれることから、渋谷駅における乗り継ぎが解消され、横浜・池袋間の所要時間が現行の約58分から約44分に短縮されるなど、広域的な鉄道ネットワークの形成による利便性の向上が図られる。

なお、本事業による生活環境等に及ぼす影響については、都市計画手続きにおいて、都市計画決定権者である東京都が平成16年4月に東京都環境影響評価条例に基づき実施した環境影響評価によると、騒音・振動につき、評価の指標を満足し、地盤、水循環及び廃棄物につき、適切な環境保全のための措置を講ずることとされ

ており、環境へ与える影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

#### (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、相互直通運転をもって、広域的な鉄道ネットワークの形成による利便性の向上を図ることを目的とするものであり、本件事業の事業計画は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第3条により定められた実施基準等の規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成16年5月14日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は、都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

### 4 法第20条第4号の要件への適合性

#### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件事業の完成により、東横線と東京地下鉄副都心線等との相互直通運転が可能となり、広域的な鉄道ネットワークの形成による利便性の向

上が図られる。

また、平成12年1月27日付け運輸政策審議会答申第18号において、目標年次（平成27年）までに開業することが適当である路線として、東京地下鉄副都心線の渋谷・池袋間が記載されており、渋谷駅において東横線と相互直通運転を行うものとされている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、使用の範囲は、地下に恒久的な施設構造物を設置するものであり、地上において一定の土地利用が可能であることから、収用ではなく使用にとどめられており、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 東京都渋谷区役所